



目 次

規 則	ページ
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
公 告	
○土地改良区の定款変更の認可（農業基盤課）	1
○河川整備基本方針の策定（河川課）	1

規 則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第19号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和45年高知県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「退校した」を「休校し、又は退校した」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第1項又は前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 休校していた者が復校したときは、復校した日の属する月分の授業料を知事が別に定める日までに納付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

告 示

高知県告示第261号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和元年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
脳外科・内科高知東クリニック	南国市篠原161-4	平30・5・1
ありさわ耳鼻咽喉科	〃 〃 131-1	〃 〃 3
植垣歯科	土佐清水市天神町13-1	〃 4・1
間崎医院	香美市香北町永野1979番地	〃 3・1
高知調剤薬局おそね店	南国市大桶甲1453	〃 5・1
ブルークロス調剤薬局南国店	〃 篠原129-1	〃 〃 7
パルス薬局	香南市野市町西野2637-1	〃 10・1
調剤薬局ツルハドラッグ田野店	安芸郡田野町1795-1	〃 5・1
クオール薬局姫野々店	高岡郡津野町姫野々473-1	〃 10・1
クオール薬局杉ノ川店	〃 〃 杉ノ川甲38-3	〃 〃 〃
訪問看護ステーションあすか	室戸市佐喜浜町3589番地1	平29・2・4
訪問看護ステーションたの	安芸郡田野町1414-1	平30・1・1

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土佐市土地改良区の定款の変更を令和元年7月18日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年7月26日

高知県知事 尾崎 正直

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により二